

児童相談所業務外部評価委員会・㊶ 評価報告書のあらまし

1 地域における連携の取組

(1) 乳児虐待事案における関係機関の連携状況

病院からの通告で初めて知ることとなった乳児の虐待事案の経過を通じて、乳児健診の受診等関係機関での対応について確認・評価



- ▶ 乳幼児健診では、虐待の未然防止・早期発見の視点も求められており、虐待につながるリスクの認識を持って対応できるよう、関係職員の資質向上を図ることが必要
- ▶ 関係機関は情報を調整機関（事務局）へつなぎ、協議会で対応することが重要
- ▶ 家庭訪問事業等で状況を把握し、課題がある家庭へのフォローにつなぐことが重要

(2) 要保護児童対策地域協議会の開催・運営状況

各児童相談所所管地域ごとに1カ所を選定し、要保護児童対策地域協議会のケース会議等開催状況やケース管理の状況について確認・評価



- ▶ 関係機関が機動的・機能的に対応するため、ケース会議の適時開催が重要
- ▶ 協議会の調整機関は気軽に情報交換できる土壌づくりに努めることが必要
- ▶ 関係機関の意識の低さや温度差の解消には、会議の頻繁な開催が効果的
- ▶ 実務者会議での進行管理に加え、年1回は全ケースを評価・検証する取組も要検討

2 子どもの安全確保等児童相談所による虐待対応の取組

在宅支援を行うケースの対応等児童相談所による虐待ケースの対応状況について確認・評価

- ・ 21年度は虐待通告受理件数が増加（上半期240件、前年比約120%）しており、緊急対応等に追われて軽易なケースの援助方針決定に時間を要している状況も見られた。
- ・ 児童相談所では、虐待通告に対する48時間以内の児童の安全確認を着実に実施していた。
- ・ 在宅ケースについて、市町村とも連携し、適切な情報把握に努めていた。



- ▶ 児童の安全確認では、家庭環境の確認等その後の対応につなぐ視点での取組も必要
- ▶ 業務の進め方の見直しを含めた人員体制の整備を図ること
- ▶ 職員の経験を組織的に共有し、児童相談所としての専門性を高めることが重要
- ▶ 子どもへの予防教育や虐待を行った保護者への教育も含めて考えることも必要